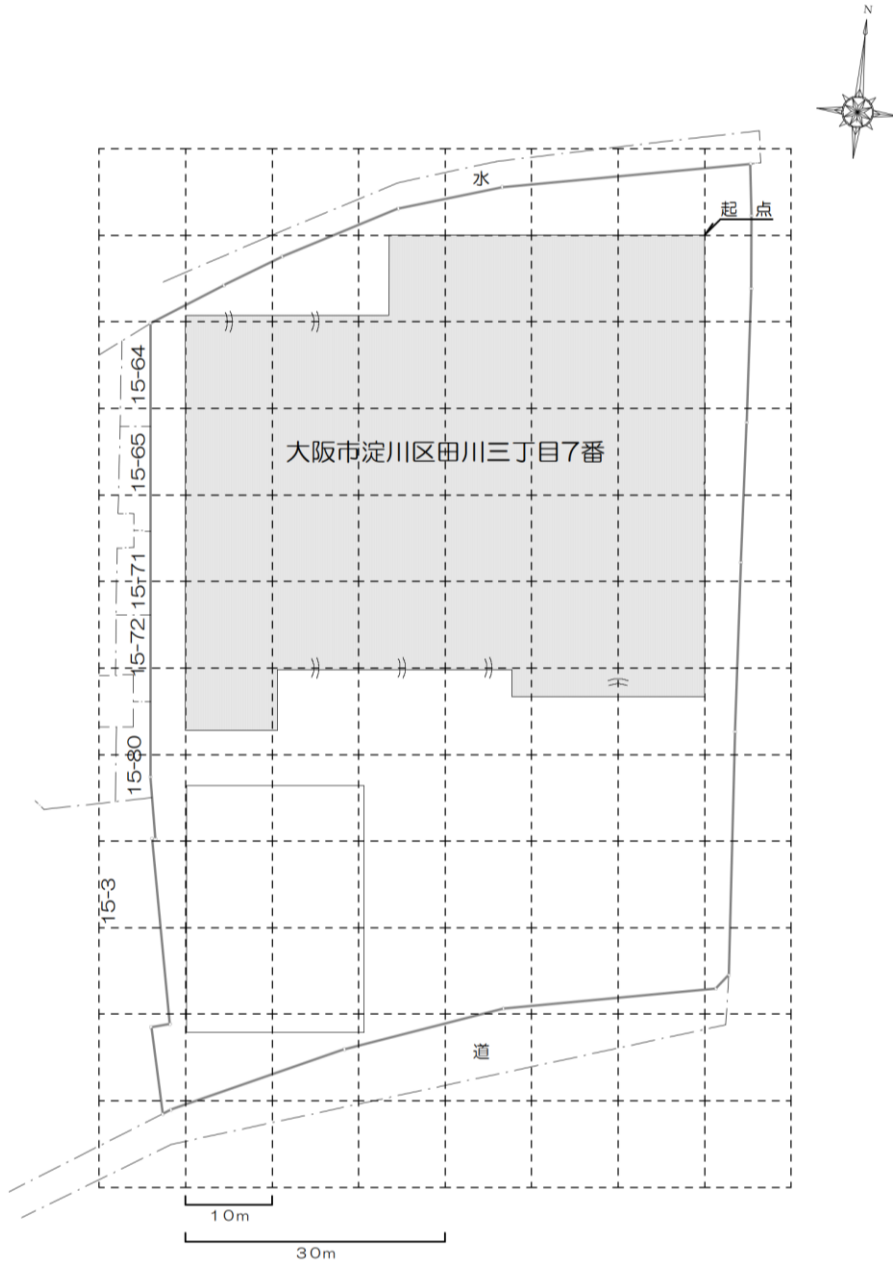


【起点】

起点は、自然由来の汚染のおそれに係る調査対象地の最北端（淀川区田川三丁目7番内）とした。

【格子の回転角度】

起点を支点として、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線を右に84° 15' 15"回転させて得られる線により、調査対象地を区画した。



凡		例	
	: 土地の区域の境界		: 筆境界
	: 単位区画		: 統合区画 (130㎡以下)
	: 形質変更時要届出区域		

### 形質変更時要届出区域図面